

日本版 4 0 1 k と税制

一橋大学教授 高山憲之

目次

- 1 はじめに
- 2 現行税制の特徴
- 3 税制見直しの基本的方向
- 4 年金控除を新設して拠出時非課税枠を統合せよ
- 5 事業主拠出分の取りあつかい
- 6 給付時課税の強化
- 7 運用時非課税要求の是非
- 8 日本版 4 0 1 k の名称は確定拠出型年金制度でよいのか
- 9 不要な国民年金基金連合会の窓口化

1 はじめに

日本版 4 0 1 k は早ければ 2000 年の秋にも導入される見通しである。その制度案の骨格は 1999 年の夏にまとめられた。そして 2000 年に向けた税制改正要望の中で日本版 4 0 1 k に関する税制要求の内容が具体的に示された。拠出時非課税枠を既存の年金・退職金関連の非課税枠とは別に新設し、最大で年額 81 万 6000 円まで所得控除を認めるというものである。また運用時非課税・給付時課税（ただし給付時には公的年金等控除・退職所得控除の対象とする）を原則とすることも求めている。

本稿では日本版 4 0 1 k を含む年金・退職金税制のあり方について議論する。くわえて日本版 4 0 1 k の制度案そのものについて再検討すべき点を明らかにしたい。

2 現行税制の特徴

現行の年金・退職金税制には、次のようないくつかの特徴がある。

まず第1に、税の取りあつかいが個別の年金・退職金制度ごとに縦割りになっている。公的年金は拠出時に本人分について社会保険料控除を、事業主分について損金扱いを、それぞれ認め、運用時非課税・給付時課税である。ただし給付時には公的年金等控除があり事実上、非課税同然となっている。課税原則は貫徹していない。

他方、企業の退職金・企業年金についてはドイツにならった退職給与引当金がまずある。これは拠出時に損金扱いすることを法人税法の中で認めるものである。退職金は給付時には退職所得控除の対象となっている。つぎにアメリカにならった税制適格年金があり、事業主拠出分は上限なしに損金扱いを認めている。本人拠出分は生命保険料控除の対象である。運用時には積立金残高ベースの特別法人税が原則として徴収される（1999年4月から特別法人税は2年間、執行停止となっている）。そして税制適格年金の給付は退職所得控除・公的年金等控除を適用することが認められている。企業年金には、さらにイギリスにならった厚生年金基金もある。この制度の場合、拠出時非課税、運用時は事実上非課税、給付時は公的年金等控除・退職所得控除の適用を認めている。

さらに個人年金については、まず非サラリーマン向けの制度として国民年金基金がある。この場合、拠出時に最高81万6000円まで非課税扱いを認めている（社会保険料控除の対象としている）。くわえて、この制度には運用時非課税、給付時には公的年金等控除の適用も認めている。一方、サラリーマン向けの個人年金として財形年金があり、これは残高550万円まで運用時に利子課税が免除されている。さらにサラリーマン・非サラリーマンを問わずに利用できる個人年金保険料控除という制度もある（年額5万円まで）。あるいは生命保険料控除（年額5万円まで）や損害保険料控除（年額1万5000円まで）も年金類似商品について認めている。

その他、小規模企業共済・中退金・特退金などの制度に応じて税制が個別に規定されている。

個別制度へのアクセス度合は人によって異なる。このとき全体を統合せず、個別の縦割り対応に終始していると、一部の人のみが税制上の特典を幅広く利用することになる。それは結果的に高所得者層の優遇となりがちである。

第2。現行税制は公的年金を優遇し、企業年金・個人年金など私的年金を冷遇している。私的年金は公的年金の上積みであり、経済的に余裕のある人が利用しがちである以上、そうするのも筋が通っていると考えられるかもしれない。ただ、公的年金は一律定額の年金だけではない。年金拠出額や給付の上限は加入している制度によって違いが少なくない。しか

も公的年金への加入は強制され、みずから自由に加入制度を選ぶことができない。このとき公的年金のみを課税上優遇すると、一部の人だけがトクをするという結果を招くことになる。むしろ公私の制度を問わず、その合計に対して一定限度まで税制上の優遇措置を講じた方がベターである。

第3。現行税制は給付建ての制度を優遇し、掛金建て制度を冷遇している。従来、日本の年金・退職金は公的年金に代表されるように給付建て制度として基本設計されてきた。他方、掛金建て制度は貯蓄の1形態であるとみなされ、年金税制とは別の考え方で処理されてきたのである。結果的に掛金建て制度は税制上冷遇されてきた。日本では財形年金を除くと掛金建て制度はほとんど育ってこなかった。

しかるに給付建ての制度は人口構造の変化やバブル経済の崩壊さらには長くつづく超低金利などにより、いずれも巨額の年金純債務をかかえ、誤算つづきの中で苦しんでいる。新会計基準へ2000年度から移行することもあり、積立不足の解消問題が企業の存立を左右しかねない問題となってきた。

掛金建て制度は年金純債務を発生させない制度であり、給付建ての制度とは異なる魅力を秘めている。母体企業の掛金負担を安定化させ、その分だけ経営見通しも立てやすくなる。また個人単位に資産残高が把握できるためにポータビリティがあるなど、雇用の流動化を促進する要素も掛金建て制度にはある。

アメリカやイギリスでは給与の後払いという性格に着目し、給付建ての制度であれ掛金建ての制度であれ、税制上は無差別に扱っている。掛金建て制度を税制上、冷遇していないのである。日本でも、このアメリカやイギリスのように税制の取りあつかいを双方無差別とする必要があるのではないか。

第4。拠出時（入口）非課税としたものは給付時（出口）課税が原則であるものの、公的年金等控除や退職所得控除があるために出口でも大半が非課税になっている。ちなみに公的年金等控除の最低額は64歳までと65歳以上の2本建てになっており、前者が70万円、後者は140万円である。また年金収入額に応じ25%、15%、5%の定率控除もある。

寛大な公的年金等控除があるために年金受給者の課税最低限はかなり高めになっている。共働きだった65歳以上の夫婦を例にとってみよう。1998年税制によると1人分の基礎控除38万円、老年者控除50万円、公的年金等控除140万円の3つだけで228万円となる。他に健康保険料などの社会保険料控除や特別減税分もあるが、それらをここでは考慮していない。いずれにせよ夫婦で年間456万円の公的年金給付を受けていても所得税を課

税されないケースが現にある。なお大蔵省資料によると年金を受給している夫婦2人世帯の課税最低限は335万円程度になると試算されているが、この金額は配偶者の年金給付がゼロである場合を想定しており、現実的ではない。

同じ456万円の収入であっても年金額が100万円どまりで残り356万円が事業所得であるお年寄りの場合には所得税が課される。寛大な公的年金等控除はお年寄りのうち年金収入の高い人だけを課税上、特別に優遇する結果となっている。それが水平的公平の原則に反していることは言うまでもない。

寛大な公的年金等控除は世代間の課税バランスからみても問題が大きい。専業主婦を妻にもつ、年金を受給していない65歳未満の給与所得者夫婦を例にとると、給与収入210万円程度が所得税の課税最低限になっているからにほかならない（特別減税分は考慮していない。1998年税制）。

つまり寛大な公的年金等控除は高齢者相互間の課税の公平、および現役世代との課税バランス、の2点で見直すべき余地が残されている。

他方、退職所得控除は退職一時金を手にしたさいに認められている。退職所得控除は現在、2段階制になっており、勤続20年以下1年につき40万円、勤続20年超1年につき70万円となっている。そして退職所得控除後、一時所得として2分の1課税されている。

節税動機の強い人は退職所得控除を目一杯利用し、それを超える分を年金化してしまうという。また雇用流動化の必要性が高まっている今日、勤続20年超の人を特別に優遇しなければならない理由も乏しくなっている。さらに退職金を前払いしてボーナスに上乗せするというオプションも導入されはじめた。給与所得は即時課税が原則であるので、このようなオプションの登場は退職所得控除の見直しを迫っているはずである。

第5。年金関連の拠出時非課税枠（年額）は現行制度でも、すでにかかなりの金額に達している。給与所得者の場合から調べてみよう。かれらは厚生年金、厚生年金基金、税制適格年金、個人年金のすべてに加入することができるので、それぞれの上限枠を計算すると、標準報酬月額62万円（2000年10月以降）の場合、厚生年金64万5420円（ボーナス保険料1万円強は含まない）、厚生年金基金の加算部分24万312円（ $= 62 \times 12 \times 0.038 \times 1.7 \times 0.5$ ）、税制適格年金5万円（本人拠出にかかわる生命保険料控除）、個人年金5万円（個人年金保険料控除）となり、合計で99万円弱となる勘定である。一方、自営業者等の場合、国民年金15万9600円、国民年金基金81万6000円、個人年金5万円、年金類似商品で生命保険料控除5万円となり、合計では108万円弱に達している。自営業者等の場

合、さらに小規模企業共済等掛金控除も一部の人は利用しうる。なお損害保険にも年金類似商品が開発されており、年間1万5000円まで拠出は非課税となっている。いずれにせよ非課税枠の上限は総じて100万円前後と既になっているのである。

米国の401kは年間1万ドルまで本人拠出が非課税となっている。ただし米国の場合、日本とちがって公的年金の保険料は所得控除の対象となっていない。全額課税となっているのである。公私年金を合計した拠出時非課税枠の上限は現在、日米でほぼ同水準になっていると考えてよい。

3 税制見直しの基本的方向

2000年に向けた税制改正要望によると、日本版401kについて拠出時非課税枠を既存のものとは分離し、新たに別枠で設置することになっている。

このような要望を仮に認めることになると、年金・退職金税制はますます複雑化し、旧来の不公平をさらに助長することになる。結果的に高額所得者の所得税・住民税負担が減って、かれらを税制上特別に優遇することになることは間違いない。また法人税もさらに減税となる。

図は1999年度当初予算ベースの租税負担および社会保険料負担を示したものである。国の歳出総額は82兆円弱に達している一方、国税収入の総額は47兆1000億円にすぎない。その不足分は国債の追加発行等で賄われている。国税収入の内訳をみると、所得税は15兆7000億円、法人税は10兆4000億円にすぎない。消費税収入も地方消費税込みで12兆8000億円どまりである。他方、社会保険料負担の総額は54兆5000億円に及び、すでに国税収入総額を上回っている。公的年金の保険料(厚生年金基金による代行相当分を含む)だけで29兆9000億円となっており、他を圧して高い。

すでに述べたように年金保険料は拠出時非課税となっているものが多い。その非課税措置によって所得税や法人税は減収となっている。公的年金、厚生年金基金、税制適格年金、個人年金の4つだけで掛金拠出時に法人税は2兆8300億円の減収、所得税は1兆9300億円の減収となっていると大蔵省では見積もっている(1996年ベース)。なお、この減収額には退職給与引当金あるいは給付時の公的年金等控除や退職所得控除による影響分が含まれていない。

景気が下げ止まった今、日本版401kを導入するからといって入口非課税枠の上限をさらに引き上げる必要があるのだろうか。所得税や法人税からの税収は現在、多いとは決

して言えない。また入口非課税枠の上限引き上げによって利益を受けるのは主として高額所得者である。

アメリカでも 401k の税制について高給取り優遇ではないかという批判が、かつて強かった。この批判に対処するため、アメリカでは ADP (Actual Deferral Percentage) テストが導入されている。これは従業員を高給取りとその他のグループの 2 つに分け、それぞれのグループについて給与支払いの繰り延べ割合 (ADP) を計算し、高給取りグループの ADP がその他のグループの ADP の 1.25 倍を超えないことを非差別要件とするものである。そのさい「高給取り」は細かく定義されており、たとえば総給与支払額の上位 20 % に入る従業員・役職者等となっている。なお日本版 401k の制度案には、この ADP テストがなぜか含まれていない。

年金・退職金にかかわる税制見直しの課題はむしろ、縦割りとなっている税制を改め、掛金建て制度の冷遇をやめることにある。すなわち税制見直しの基本方向は、縦割りを止めて統一税制を実現する、高額所得者を現状以上には優遇しない、全体として増減税同額のしぼりかける、の 3 つにあると思われる。

4 年金控除を新設して拠出時非課税枠を統合せよ

まず、縦割り税制を止めて統一税制を実現するにはどうすればよいのか。従来、新しい制度が導入されるたびに別建ての税制措置を講じてきた。それが縦割りおよび不公平の原因である。このような従来への対応を改める必要があるのだ。

本人分の拠出時非課税枠については新たに年金控除を設け、旧来の各種入口控除を統合したらどうか。そのさい各種控除は公私制度の別なく、給付建てか掛金建てかを問わず、また給付が年金か一時金かを問わずに、年金控除として認めるのである。

非課税枠は、現状からの激変をさけることに配慮し、キリのよい数字にまとめて年収(ボーナスを含む)の 10 % まで、絶対額で年間 100 万円までとしたらどうか。公的年金の保険料は労使込みで現在 20.09 % (JR 職員向け) が最高である。ボーナス込みの年収換算では 15.72 % になる。その半分が本人負担であり、7.86 % となる勘定である。ふつうの民間サラリーマンが加入している厚生年金の保険料 17.35 % は年収換算では 13.58 % に相当している(ボーナスを 3.33 ヶ月分と仮定した)。その半分の 6.79 % が本人拠出分となる。10 % までのすき間はそれなりにあると考えてよい。

高山・山口 (1996b) では月収の 4 % を掛金建て制度に拠出する場合の効果を試算してい

る。それによると、公的年金を若干スリムにしても公私を合計した年金給付額は対賃金比で低下しない。4%掛金建て制度を利用すれば老後所得の安定が図れることになる。

上述のすき間は本人拠出分だけである。事業主拠出分をマッチングさせると、月収の4%を掛金建て制度に拠出することは十分に可能となる。

年収の10%に上限を設定することに対しては次のような批判があるかもしれない。公的年金の保険料は今後とも引き上げていくことが予定されており、年金について1999年改革が実現したとしてもピーク時には標準報酬月額額の25.2%（ボーナス込みの年収の20%程度）に達すると見積もられている。公的年金への拠出だけで本人分はピーク時に年収の10%にとどいてしまう。そうすると私的年金分の非課税枠がなくなってしまい、自助努力を促すことにならないのではないか。こういう批判である。

図に示したように公的年金の保険料負担は今日でもすでに突出して重い。現役組や企業を痛めつけるという点では公的年金に関する保険料負担の効果が最も大きいのである。その保険料を引き上げる余地はすでに乏しい。また、その引き上げは望ましくもない。

高山・山口（1999a）は厚生年金の保険料を現行の17.35%以上に引き上げる必要性は今後（2026年まで）いっさいないこと、その代わりに基礎年金用の保険料徴収ベースを消費支出に切りかえる（あるいは税方式に全面転換する）一方、公的年金給付について肥満ぎみの部分をスリムにする必要があること、の2つを年金数理計算結果を示しながら明らかにした。そのさい給付水準の切り下げや現行規定の受給開始年齢引き上げは不要であるとしている。つまり公的年金の保険料は工夫次第で引き上げなくてもよいことになる。

くりかえし述べるように公租公課の中で突出して高いのは公的年金の保険料負担である。その引き上げについては今後、日本でも労使が強い拒否反応を示すだろう。政府が考えている筋書きどおりに公的年金の保険料を引き上げていくことにはならないのではないか。

なお非課税枠には、かつて国公水準相当額という限度額があった。厚生年金基金の非課税枠も当初、この国公水準相当額と横並びで定められた（いわゆる2.7倍基準）。1985年の年金改正で国家公務員の年金水準は切り下げられた。本来であれば、その切り下げに伴い厚生年金基金の非課税枠も縮小すべきだったのである。ところが基金関係者の政治力がまさり、税の論理はねじまげられてしまった。2.7倍基準は新たに「努力目標」として衣替えされ、非課税枠として残されたのである。

国民年金基金の非課税枠も基本的に、この厚生年金基金の非課税枠と横並びで設定され

ている。ただし厚生年金基金の場合、加入者が 20 歳時点から上限の非課税枠をフルに使うことはまずない。年功序列型の賃金体系を採用している日本企業においては若いうちから月給を 59 万円（2000 年 10 月からは 62 万円）も稼ぐ人は例外中の例外だからである。ところが国民年金基金の非課税枠は 20 歳時点から厚生年金基金の非課税限度をフルに使える形となっている。横並びだとはいえ国民年金基金加入者に寛大すぎる措置ではないだろうか。ちなみに医師や弁護士等、経済的に恵まれた人が若いときから国民年金基金に加入し、拠出時非課税枠を最大限に利用しつつ、所得税や住民税の大幅な節減を図っているのである。その分だけ所得税や住民税は減収となっている。

入口非課税枠として本人拠出分はキリのよい 100 万円までとするとしても、上述の経緯を考えると、それに問題はないと思われる。

日本版 401k への非課税拠出分を別枠として新設するのではなく、上記の年金控除の内枠で認めたらどうか。

5 事業主拠出分の取りあつかい

事業主拠出分については既に述べたように税制適格年金は青天井で損金算入を認めている。厚生年金基金の拠出分の取りあつかいも前述のように寛大である。日本版 401k を導入するからといって、別枠を設けて既存分の非課税枠を上積みする必要性は薄い（すでに青天井に事実上なっている）。むしろ既存の税制適格年金や厚生年金基金のなかに掛金建て制度やハイブリッド型（給付建てと掛金建ての混合型）を新たに取り入れ、その中身は各企業の自由選択に任せるだけで十分ではないか。

企業が頭を痛めているのは、給付建て制度における未積立債務の償却問題である。その償却について一層弾力的な取りあつかいを法人税法の中で認めることを検討したらどうか。

なお退職給与引当金は近年、縮小される傾向にある。それは内部留保され、設備投資資金として活用されるなど、それなりの役割をこれまで果してきた。ただし社外積立とはなっていないため、倒産時には退職給付に回すべき資産がないという事例もある。退職給付の保全を図るためには社外積立が必要となる。退職給与引当金は全廃する方向で検討したらどうか。

6 給付時課税の強化

給付時課税はどうか。アメリカの401kは事業主拠出分とあわせて入口非課税分を給付時に全額課税としている。アメリカには公的年金等控除や退職所得控除がない。経団連等の経営者団体は、このアメリカの取りあつかいにならって公的年金等控除を廃止すべきだと主張している。

経営者団体が主張するように拠出時非課税枠を拡大し、給付時全額課税とすればどうなるか。青壮年層は大幅減税となる可能性がある一方、お年寄りには大幅増税となり激変が生じてしまう。税制改正にあたり激変を避けることは止むをえないのではないか。そうであるとすれば給付時の公的年金等控除や退職所得控除を廃止するわけにはいなくなる。

ただし、既に述べたように現行の公的年金等控除は寛大にすぎ、退職所得控除にも問題がある。双方とも縮減する必要があるだろう。

公的年金等控除の最低額は前述のように2段階制になっている。しかし65歳を境にして、なぜ最低額を変えなければいけないのか。むしろ65歳以上も64歳までと同額の70万円としてよいのではないか。また定率控除も給与所得控除の半分程度とすることを検討する必要がある。さらに高額所得者に限って公的年金等控除をはずすことも止むをえないだろう。

なお65歳以上の者に対する最低控除額を引き下げることの見返りに、老年者控除を若干拡大する必要があるかもしれない。

つぎに退職所得控除については勤続20年超の優遇を止めることを検討したらどうか。長期勤続者の優遇を止めて雇用の流動化を促すのである。そのためには勤続20年超についても1年につき40万円の退職所得控除に改め、勤続年数から中立的な制度とする必要がある。

7 運用時非課税要求の是非

税制改正要望ではアメリカの401kにならって日本版の401kについても運用時非課税を求めている。日本でもアメリカと同様に運用時非課税とすべきだろうか。

この問題を考えるにあたって配慮しなければならない点が少なくとも3つある。

第1は特別法人税とのバランスである。特別法人税は1999年度から2年間執行が停止されている。2年後にどうなるかは今のところ不明である。特別法人税は賃金の後払いという性格に着目して給与所得の即時課税を繰り延べることに対する延納利子課税の意味あいをもっている。積立金ベースに毎年1%を賦課するという仕組みの是非（昨今の運用環

境では1%は高すぎる)は別としても、延納利子課税という考え方そのものは理屈が一応通っている。運用時非課税にすると、延納利子課税はなくなってしまう。

第2に、他の金融商品には原則として20%の利子課税が運用益発生時に課せられている。これは、いわゆるマル優を原則的に廃止した後の基本原則にほかならない。お年寄り向けのマル老が残っていたり、20%税率が妥当であるか否かの議論があったりするものの、運用益を発生時に課税することは他の金融商品課税とのバランスから、そう簡単に譲れないだろう。大量の資金シフトを発生させないためである。

第3に、アメリカの例が参考例としてよく引用されるものの、アメリカでは給付時課税が徹底している。ところが日本では激変を避ける必要があるため、給付時課税を徹底しようとしても、それが容易にできない。運用時課税をその見返りとして部分的に残すことは止むをえないのではないか。

以上の3つの観点から日本版401kに対しても運用益の発生時に20%を課税する、あるいは特例として10%課税することを検討してよいと思われる。そして他の年金・退職金についても特別法人税を廃止し、代わりに同じ運用収益課税をすとしたらどうか。

なお公的年金は賦課方式で財政運営されている。その積立金は支払い準備としての性格が強い。賦課方式下の公的年金については運用時非課税とする現行制度を改める必要はないと思われる。

8 日本版401kの名称は確定拠出型年金制度でよいのか

日本版401kの制度案には再検討すべき点がいくつか残されている。本稿では紙幅に制約があるので、特に次の2点にしばって問題提起をしてみたい。

まず第1は名称問題である。日本ではマスコミを含め、ほとんどすべての関係者が「確定拠出型年金」という用語を使っている。これは'defined contribution plan'という英語を邦訳したものであるが、明らかに誤訳である。

拠出を一定率に確定したいという思惑が一部にあり、その筋がこの用語を積極的に使ったという側面も否定できない。確かに拠出が一定率に確定する場合もある。しかし'define'に「確定する」という意味はなく、単に「規定する」「定める」という意味があるのにすぎないのである。ちなみに非課税枠以内であれば拠出額の変更は基本的に自由であり、確定しない場合も少なくない。

「確定給付型年金」という対になる用語もある。こちらも誤訳である。公的年金や厚生

年金基金の代行部分さらには従来の退職給付は日本ではいずれもこの型に属している。しかし給付が確定していると考えている人は1人もいない。公的年金の給付を見直すことは5年に1回の間隔でくりかえされている。そのたびに基金の代行部分も変わる。企業の労使協定で退職給付を見直すこともしばしば行われている。

日本の専門家はかつて「掛金建て」「給付建て」という日本語訳を使ってきた。ドル建て、円建てという用語をヒントにした日本語である。なぜ、こちらの訳語を使わないのか。

アメリカの401kはほぼ100%が一時金であり、年金で取得する例はほとんどない。年金化しようとする逆選択が作用すること、年金受給期間中の管理コストが余分にかかることなどが、その主たる理由である。さらにアメリカの401kは個人勘定が設定されており、それをはずさないとなんか年金化は不可能であるからに他ならない。年金支払い用にリスクプールするためには個人別の区分をはずし資産をプールして管理する必要がある。

日本版401kにも一時金取得が認められることになった。事情はアメリカと全く同じなので、年金取得のケースはまずないだろう。

英語のペンションを「年金」と最初から決めてかかったのが間違いのもとであった。ペンションには年金ばかりか一時金を含む意味がある。退職給付と邦訳するのが正しい。

日本版401kは「税制適格の掛金建て退職給付制度」と名づけるのが、その実態に最もふさわしい。日本人の英語理解力が試される問題である。もともとアメリカの401kも税法上の名称にほかならない。所管も大蔵省・国税庁とするのが本来の筋ではないか。

9 不要な国民年金基金連合会の窓口化

全従業員対象の企業（事業主）拠出がない場合の従業員、あるいは自営業者などについては、加入申込み・掛金とりまとめ・給付支給の窓口として国民年金基金連合会を使う予定となっている。

掛金建て制度が発達しているアメリカやイギリスには、このような窓口機関はない。事業主ないし金融機関が上記の窓口を直接提供しているのである。

国民年金基金連合会というなじみのうすい機関が窓口とされた理由は2つある。すなわち第1が重複加入を審査すること、第2が国民年金の保険料の滞納を審査すること、である。それを滞納している人は日本版401kに拠出できないことになっている。

第1の審査は非課税限度額管理の問題であり、本来は国税庁の仕事である。国税庁は、いわゆるマル老（老人等マル優等）の限度額管理を今でもしている。1995年1月の調査

によると、老人マル優の利用者約 1500 万人弱のうち不適正利用と判明したのは 34 万 3000 人であった。不正利用率は 2.3 %に抑えられていた。この不正利用率は年々、下がっている。非課税枠の管理はおおむね良好に推移しているとみてよいだろう。

掛金建て制度の非課税限度枠の管理も国税庁に任せるのが筋である。そのために国民年金基金連合会に年額 22 億円もの新規予算をつける必要はない。そのような予算はむしろ国税庁につけて職員の増員にまわす方が、まだマシではないか。

非課税限度枠の不正利用を防ぐには、性悪説に立ってペナルティを盛りこむことも忘れてはならない。不正利用が発覚した場合、追徴課税は勿論する。それに加えて一定期間(たとえば最長 10 年間) 非課税枠の利用を一切認めないとするのである。そのようにすれば不利益を恐れて不正利用は激減するだろう。国税庁の関連業務も大幅に圧縮されることになる。

第 2 の審査は、国民年金の保険料納付証明書(または、それに代替する書類)を非課税拠出申込書に添付すれば済む。いずれにせよ国民年金基金連合会を窓口とする正当な理由は 1 つもない。

なお公務員や給与所得世帯の専業主婦も国民年金基金連合会を窓口とする案になっている。公務員は職域で事業主が窓口を提供するだけで足りる。また給与所得世帯の専業主婦も夫の勤め先事業主を窓口とする方がハンドリングコストをはるかに低くすることができる。

掛金建て制度の成否を左右するのは税制とハンドリングコストである。チリでは公的年金を民営化し掛金建て個人年金勘定の制度に移行したが、高いハンドリングコストに苦悩している。チリの年金当局によると、チリの年金は 1981 ~ 1998 年の間、ハンドリングコスト控除前でみると実質 11 %の運用実績(年平均)を挙げたが、ハンドリングコストを控除すると利回りは実質 4.2 %にすぎない。1990 年以降だけに期間を限定すると、ネットベースの年平均利回りは実質でマイナスを記録している。またハンドリングコストには拠出高の多寡にかかわらず必要となる部分(たとえばレコードキピングに必要な費用や運用成果の連絡費用など)が含まれており、結果的に低所得者に不利となる。チリでは所得の高低によりネットベースの運用利回りに年平均で 3 %の差がついている。

いずれにせよハンドリングコストを低くしないと日本版 401k の魅力は半減してしまう。コスト意識の乏しい国民年金基金連合会を窓口にしても、ハンドリングコストが全体として節約される可能性はほとんどない。そもそも国民年金基金連合会を肥大化させるこ

とは行政改革の理念に反し、その動きに逆行するものである。関係者の再考を促したい。

参考文献

高山憲之・山口光太郎（1999a）「年金財政の将来予測」『経済研究』50(3).

高山憲之・山口光太郎（1999b）「4%掛金建て私的年金の導入効果」『オペレーションズ・リサーチ』44(9)、9月.

年金保険料負担が突出して重い
(1999年度当初予算)

